

東濃西部看護師修学資金貸付規則

平成 24 年 8 月 3 日東濃西部広域行政事務組合規則第 2 号

(目的)

第 1 条 この規則は、東濃看護専門学校に在学する者で、将来、多治見市、瑞浪市又は土岐市の区域（以下「圏域」という。）内の医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 に規定する病院若しくは診療所又は介護保険法（平成 9 年法律 123 号）第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設（以下「病院等」という。）において看護師の業務に従事しようとする者に対し、東濃西部看護師修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けを行うことにより、これらの者の修学を容易にし、もって圏域内の病院等における看護師の確保に資することを目的とする。

(貸付けの対象)

第 2 条 修学資金の貸付けを受けることができる者は、圏域内の病院等において看護師の業務に従事しようとする者で、東濃看護専門学校に在学している者とする。

2 修学資金の貸付けを受ける者の数は、毎年度、管理者が決定する。

(修学資金の貸付額及び貸付期間)

第 3 条 修学資金の貸付額は、月額 3 万円とする。

2 修学資金の貸付期間は、修学資金の貸付を申請した日の属する月から卒業する日の属する月までとする。ただし、その期間は、東濃看護専門学校の正規の修業年数を超えることができない。

(修学資金の利息)

第 4 条 修学資金は、無利息とする。

(貸付けの申請)

第 5 条 修学資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東濃西部看護師修学資金貸付申請書（別記様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 東濃西部看護師修学資金連帯保証書（別記様式第 2 号）
- (3) 連帯保証人の印鑑登録証明書
- (4) その他管理者が必要と認める書類

(連帯保証人)

第 6 条 申請者は、連帯保証人 2 人を立てなければならない。

2 連帯保証人のうち 1 人は同居の家族以外の者とし、申請者が未成年者である場合は、連帯保証人のうち 1 人はその者の法定代理人でなければならない。

3 次条の規定により修学資金の貸付けの決定を受けた者（第 12 条第 1 項の規定により修学資金を返還しなければならない者を含み、第 15 条の規定により修学資金の返還免除の

決定を受けた者を除く。)は、連帯保証人の死亡その他の事由により連帯保証人を変更しようとするときは、東濃西部看護師修学資金連帯保証人変更願(別記様式第3号)を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

(貸付けの決定)

第7条 管理者は、第5条に規定する申請があったときは、当該申請を審査し、貸付けの適否を決定し、申請者に東濃西部看護師修学資金貸付決定通知書(別記様式第4号)又は東濃西部看護師修学資金貸付不承認決定通知書(別記様式第5号)により通知するものとする。

(修学資金の交付)

第8条 修学資金は、5月末日及び11月末日(その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日等」という。)である場合は、その日前においてその日に最も近い休日等でない日)に、6箇月分を交付するものとする。ただし、特別の事情があると認められるときは、この限りではない。

2 前条の規定により修学資金の貸付けの決定を受けた者(以下「修学生」という。)は、修学資金を受領したときは、直ちに東濃西部看護師修学資金受領書(別記様式第6号)を管理者に提出しなければならない。

(借用証書)

第9条 修学生は、修学資金の最終の交付を受け、貸付けの額が確定したとき(第11条第1項の規定により修学資金の貸付けの決定を取り消された場合を含む。)は、直ちに東濃西部看護師修学資金借用証書(別記様式第7号)を管理者に提出しなければならない。

(届出義務)

第10条 修学生は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、東濃西部看護師修学資金届出書(別記様式第8号)にその該当する事実を証する書類を添えて、当該事実の発生後直ちに管理者に提出しなければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき。

(2) 連帯保証人の氏名、住所又は職業に変更があったとき。

(3) 東濃看護専門学校を退学し、原級留置し、休学し、若しくは復学したとき又は退学の処分を受けたとき。

(4) 修学資金の貸付けを受けることを辞退するとき。

2 修学資金の貸付けを受け終わった者(次条第1項の規定により修学資金の貸付けの決定を取り消された者を含む。以下「借受人」という。)は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、東濃西部看護師修学資金届出書にその該当する事実を証する書類を添えて、当該事実の発生後直ちに管理者に提出しなければならない。

(1) 前項第1号から第3号までに該当するとき。

(2) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第7条第3項に規定する免許(以下「免許」という。)を取得したとき。

- (3) 保健師助産師看護師法に規定する看護師国家試験(以下「看護師試験」という。)に合格後、遅滞なく圏域内の病院等において看護師の業務に従事したとき。
 - (4) 業務に従事する圏域内の病院等(以下「圏域内病院等」という。)を変更したとき。
 - (5) 圏域内病院等において看護師の業務に従事しなくなったとき。
 - (6) 病気又は負傷等の理由により、圏域内病院等において看護師の業務に従事することができなくなったとき。
- 3 前項第3号の事実を証する書類は、圏域内病院等が証明する東濃西部看護師修学資金従事開始証明書(様式第9号)とし、同項第4号の事実を証する書類は、変更前の圏域内病院等が証明する東濃西部看護師修学資金従事期間証明書(様式第10号)及び変更後の圏域内病院が証明する東濃西部看護師修学資金従事開始証明書とする。
- 4 修学生又は借受人が死亡したときは、連帯保証人は、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

(貸付け決定の取消し及び停止)

第11条 管理者は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸付けの決定を取り消すものとする。

- (1) 退学したとき。
 - (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったとき。
 - (3) 学業成績又は素行が著しく不良と認められるとき。
 - (4) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
 - (5) その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められるとき。
- 2 修学生が休学したときは、休学した日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に交付した修学資金があるときは、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以後の月の分として貸し付けられたものとみなす。

(修学資金の返還)

第12条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して1年以内に修学資金を返還しなければならない。ただし、管理者がやむを得ない事由があると認めたときは、1年を限度として、その期限を延長することができる。

- (1) 前条第1項の規定により修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき。
- (2) 東濃看護専門学校を卒業した日から起算して2年以内に看護師試験に合格しなかったとき。
- (3) 看護師試験に合格後、遅滞なく圏域内の病院等において看護師の業務に従事しなかったとき。ただし、管理者が当該業務の従事開始時期の延長を認めたときは、この限りでない。

(4) 圏域内の病院等において看護師の業務に従事した後、次条各号に規定する場合を除くほか、圏域内の病院等において看護師の業務に従事しなくなったとき。

2 管理者は、前項に該当する借受人が修学資金の返還を完了した旨の証明を求めたときは、東濃西部看護師修学資金貸付金返還金等受取証書（別記様式第11号）を交付するものとする。

（修学資金の返還免除）

第13条 借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、貸し付けた修学資金の返還債務の全部を免除する。

(1) 借受人が看護師試験に合格後、遅滞なく圏域内の病院等において看護師の業務に従事し、免許を取得し、病気負傷等やむを得ない理由により看護師の業務に従事できなかった期間を除き、引き続き修学資金の貸付けを受けた期間に相当する期間（ただし、1年に満たない場合は1年間とする。）、当該業務に従事したとき。

(2) 前号に規定する期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため免職されたとき。

(3) その他管理者が特に認めたとき。

2 借受人が圏域内の病院等において看護師の業務に従事した期間が1年を超え、必要勤務期間に満たないときは、貸し付けた修学資金の返還債務を従事した月数分、免除する。

（返還免除の申請）

第14条 前条の規定により修学資金の返還の免除を受けようとする者は、東濃西部看護師修学資金返還免除申請書（別記様式第12号）に圏域内病院等が証明する東濃西部看護師修学資金従事期間証明書を添えて、管理者に提出しなければならない。

（返還免除の決定）

第15条 管理者は、前条に規定する申請があったときは、当該申請を審査し、返還免除の適否を決定し、申請者に東濃西部看護師修学資金返還免除決定通知書（別記様式第13号）又は東濃西部看護師修学資金返還免除不承認決定通知書（別記様式第14号）により通知するものとする。

（返還の猶予）

第16条 管理者は、借受人が災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認めるときは、その理由が継続する期間、修学資金の返還債務の履行を猶予することができる。ただし、猶予期間は、3年を超えることができない。

2 前項の規定により修学資金の返還債務の履行の猶予を受けようとする借受人は、東濃西部看護師修学資金返還猶予申請書（別記様式第15号）に、返還猶予を受ける資格を有することを証するに足る書面を添えて、管理者に申請しなければならない。

（返還猶予の決定）

第17条 管理者は、前条第3項に規定する申請があったときは、当該申請を審査し、返還猶予の適否を決定し、申請者に東濃西部看護師修学資金返還猶予決定通知書（別記様

式第16号)又は東濃西部看護師修学資金返還猶予不承認決定通知書(別記様式第17号)により通知するものとする。

(延滞利息)

第18条 借受人は、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、年5.0パーセントの割合を乗じて計算した延滞利息を支払わなければならない。

(その他)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月3日組合規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年1月13日組合規則第1号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。